老人保健医療受給者証を更新

8月から「新証」の提示を

◎老人保健医療受給者証

現在、老人保健制度に該当されている方（昭和7年9月30日以前に生まれた方もしくは65歳以上で一定の障害のある方）が医療機関の窓口で支払う負担割合は、毎年7月に見直しを行っています。この見直しは、前年中の所得に応じて負担割合が定められるため行うものです。

見直しの結果、負担割合が変更になった方には、7月下旬に新しい負担割合が記入された受給者証を送付しています。負担割合が変わった方は、8月1日以降、新しい受給者証を医療機関に提示してください。古い受給者証は、保険年金課まで返却してください。

なお、新しい受給者証が送付されない方は、現在お持ちの受給者証をそのまま使用してください。

こちらも新しく送付

◎高齢受給者証

現在70歳以上（昭和7年10月1日以前生まれ）で国民健康保険に加入されている方には、市で「高齢受給者証」を交付しています。この証の有効期限は7月末までのため、前年の所得状況に応じた一部負担割合を判定し直し、7月下旬、対象者全員に新しい証を送付しました。

8月1日以降新しい証を医療機関に提示していただき、古い受給者証は保険年金課まで返却してください。

問　同課国保担当。

ご存じですか？児童扶養と特別児童扶養手当の制度

母子家庭や障害のある子どものために、児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度があります。

児童扶養手当は、父母の離婚や父親の死亡などによって、父親と生計を別にする18歳未満の児童を養育している母親などが対象です。

特別児童扶養手当は、知的障害または身体障害の状態にある20歳未満の児童を養育している父母などが対象です。

いずれも支給要件・所得制限があります。

●現況届等も忘れずに！

すでに児童扶養手当・特別児童扶養手当の認定を受けている方（所得制限額以上で手当の支給が停止されている方も含む）は、毎年1回現況届・所得状況届に必要事項を記入し、手当証書と必要書類を添えて届け出ることになっています。対象の方には市から手続きのお知らせを送付します。

この届け出により、受給資格・手当の額が審査されます。届け出がないと8月以降の手当を受けることができなくなります。必ず提出してください。

▽提出期間　8月11日（水）～8月31日（火）※土・日曜を除く　▽提出場所　707会議室。

問　児童福祉課児童母子担当。

市政の現場から

市長　内野　優

「声なき多数派」に聴く

6月12日から市内各地で「市長タウンミーティング」を開催しています。7月19日で12回目を数え、これまでの出席者総数は425名となりました。

市民参加は、私のマニフェストでもその重要性を記述しており、「対話から始めるまちづくり」のため市民の生の声を私自身が聴くことが必要です。

そのため、市内全58自治会を5つのブロックに分けていただき、それぞれの地域性に応じたまちづくりへ向けて地区自治会長と意見交換を行う「自治連ブロック会議」に私が直接参加するほか、職員が各地区コミセンを巡回して市民や地区自治会役員などの行政相談を受ける「巡回市政相談」を実施しています。

6月27日に実施されたタウンミーティング

タウンミーティングもその一環であり、具体的な実施手法は、市内自治会の5つのブロック単位で、地区コミュニティセンターや自治会館などを使い、土日の夜を主体に実施しています。

ミーティングの始めに市政の現状と将来見通し、「海老名駅周辺地区の整備見直し」、具体的課題としては海老名駅自由通路（駅舎部）の整備見直しと、「第三次総合計画の実施計画策定」について私が概要を説明し、次いで市民のみなさんからご意見をいただく、というやり方をしています。

自由通路の整備については、市民のみなさんからさまざまなご意見をいただいていますが、全体として、自由通路整備の必要性は認めるものの、鉄道会社の負担増を求める声や市全体の事業とのバランスが必要といった声が多く聞かれました。

また、市民のみなさんからは市側が提示した課題に限らずいろいろな問題が提起され、より深く地域の問題を知ることができ、実り多いものになったと感じております。今後、お聴きした有意義なご意見は市政に反映していきたいと考えます。

故後藤　隆氏に旭日単光章

5月に亡くなられた元市議会副議長後藤隆氏（享年72歳）の生前の功績に対し、このほど旭日単光章が贈られました。

氏は昭和62年10月、市議会議員に当選して以来3期12年にわたり市議会議員を務められ、その間、総務常任委員会、経済建設委員会の委員長等を歴任されるなど、市の発展に尽力されました。

なお、勲記と勲章は7月6日、内野市長からご遺族に伝達されました。

問　市長室秘書担当。

環境まめ知識

●スターウオッチング・ネットワーク

この夏は夕涼みで大気観察を

大気の汚染状態は、普段目で見て確かめることは案外難しいものです。大気環境を知る身近な方法としては、夜空の星を観察するという方法があります。

環境省では、毎年「全国星空継続観察(スターウオッチング・ネットワーク)」を実施し、全国各地の団体に呼びかけ、星空の様子を継続的に観察しています。

星空の観察方法は夏期と冬期に期間を決めて行われています。夏期は、肉眼による「天の川」の見え方の観察、双眼鏡でのベガ（こと座の1等星・おりひめ星）付近の星の数と位置の記録などです。

毎年の観察結果では、人口の多い都市部より人口の少ない地域のほうが星は見えやすく、大気の状態が良いといえます。また、商業地・住宅地より山林地・農地のほうが星の見える率が高くなります。

星が見えなくなる原因は、大気中の浮遊物（ちりやほこり）に人工的な光があたって光が散乱し、夜空が明るくなることが大きな原因と考えられています。

市内では、残念ながら夜空が明るく「天の川」を肉眼で見ることはできませんが、双眼鏡を使えば、こと座周辺の星を観察することができます。市内での大気中に含まれる汚染物質の量は横ばい傾向にありますが、人口の増加とともに商業地・住宅地での灯りが増え、夜空が明るくなってきています。

美しい夜空を取り戻すには、上空への光の漏れを防ぐことが大切です。庭や門の灯りも下向き点灯にしましょう。

この夏、家の灯りを消して、夕涼みをしながら夜空を観察してみませんか。

問　環境保全課環境政策担当。

●市内5地区で「全国消費実態調査」にご協力を

国民生活の実態を各家庭の家計面から明らかにする「平成16年全国消費実態調査」が、9月～11月にかけて全国で行われます。調査対象世帯には、主に家計簿をつけていただき、その結果は社会・経済諸施策の基礎資料として活用されます。

市内の調査対象地区は東柏ケ谷一・六丁目、国分北二丁目、浜田町、国分寺台一丁目、社家です。調査員が伺いましたら、ご協力をお願いします。

問　情報システム課統計担当。